

医療等情報の利活用に関する制度枠組みのイメージ案に対する意見

令和7年12月16日

日本医師会常任理事 長島公之

資料2「医療等情報の利活用に関する制度枠組みのイメージ案」で示された案について、次のとおり、意見を提出します。

これまでの検討会で発言しているとおり、

- ・ 医療等情報の利活用については、国民と医療現場の信頼と安心感が極めて重要であり、スピードは重要だが、拙速に進めることで不信感を招けばそれが最大のブレーキとなる。
- ・ 現在進んでいる全国医療情報プラットフォームの取組を進めるとともに、公的DBと次世代医療基盤法DBの拡充・連携を丁寧に進めていくことが柔軟で現実的な対応であり、結果として医療等情報の利活用がより早く実現できる。他方、国が医療等情報を大規模に一元的に収集することは、大量の情報が流出するリスクが大きく、国民や医療現場の理解が得られるのか大きな課題がある。
- ・ これまでの取組を活かして、次世代医療基盤法で利活用できるデータの充実、オプトアウト等の手続負担の軽減等を行うとともに、医療DXの取組も充実していく、お互いを連携・拡張することで、日本版EHDS(European Health Data Space)の制度及び体制の構築を目指すべき。

と考えています。

したがって、今回事務局から示された案の中では、まずは案②-1から始めることが現実的であり、国民や医療現場の理解を得ながら、利活用できる医療等情報の拡充や連携の強化、より柔軟に事業運営や利活用を行うことができる制度改善をしていくことが重要と考えます。

その上で、将来的には、公的DBと次世代医療基盤法DBを連結した研究開発の進展等に伴い一体的な審査や安全な解析環境の在り方も進歩していく中で、状況に応じて案②-2に移行していくということも考えられます。

案①、案③、案④については、現行の制度を根本的に変える案であり、医療等情報を大規模に一元的に収集することは、大量の情報が流出するリスクが大きく、国民や医療現場の理解が得られるのか大きな課題があるものと考えます。従って、短期間では実現困難ですが、案②を着実に進めていきながら、課題の解決が可能になれば、その時点で改めて検討すれば良いと考えます。

以上